

令和4年4月21日
長崎税関

長崎税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和4年4月20日（水）、長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所（鹿児島県志布志市）において、輸出入貨物の通関関連業務に従事する中で、一部の関係事業者の方と接する機会がありましたが、マスク着用等の感染防止策を講じておりました。
- 4月16日（土）以降は、長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所での勤務はありません。

【長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所の対応】

- 当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事しておりません。
- 業務上において当該職員と接する機会のあった関係事業者には、当関より個別に連絡しております。

【問合せ先】

長崎税関 総務部税関広報広聴官
TEL：095-828-8606